

# 第4章

## 子育てに関する施策の展開



## 第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本村ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児および幼児の健康の確保および増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本村に必要な施策を盛り込みました。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本村の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等および高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実



第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

## 基本目標Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など、子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

### 施策の目標

#### 施策1 地域における子育て支援サービスの充実

- 専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- 保護者が障害をもつ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

<b>①ファミリー・サポート・センター事業の検討</b>	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 検討しているが、人材不足等により実現できていないものの実現に向けてさらなる検討を進めていきます。		
<b>②子育てサークル支援事業</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育てサークルへの支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>③子どもの生活相談の充実</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育てに関する悩み等の相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>④放課後児童健全育成事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

<b>⑤一時預かり（一時保育）事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育所において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥病児・病後児保育事業の検討</b>	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 適当な施設の専用スペース等において、病気の児童又は病気回復期にある児童を一時的に預かる事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 検討しているが、人材不足等により実現できていないものの、青森市と広域連携を図り、住民に広く周知、対応していきます。		
<b>⑦地域子育て支援拠点事業の検討</b>	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 検討しているが、人材不足や場所の確保が難しく実現できていないものの、実現に向けてさらなる検討を進めていきます。		
<b>⑧子育てサポートセンターの推進</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもや保護者がつどい、語り合い、行事等開催しながら、交流を深める事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑨子育て相談（保育所）の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育所において子育て相談や情報を提供する事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑩家庭児童相談の充実</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 家庭における児童の健全育成を図る育児相談および指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

## 施策2 保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。
- 多様な保育ニーズに応じて、住民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

<b>①通常保育事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 受入体制の整備を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②延長保育事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育所の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>③乳児保育事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

<b>④障害児保育事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育所において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥保育所地域活動事業の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑦保育サービス評価事業の導入検討</b>	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 検討しているが、人材不足等により実現できていないが、実現に向けてさらなる検討を進めていきます。		
<b>⑧村内保育施設の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 村内保育施設への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑨保育料の引き下げ</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育料を引き下げて、保護者の負担を軽減しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

### 施策3 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行います。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

<b>①少子対策・子育て支援総合資料の作成および情報提供</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育て支援情報を総合的にまとめた資料の作成および情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催</b>	担当課：健康福祉課 教育課	評価：C
<input type="checkbox"/> 地域において子育て支援を行っている各団体との連携を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> ネットワーク会議は実施していないが、各団体との情報共有・連携は図っており、今後も連携強化を進めていきます。		

## 施策4 児童の健全育成

- 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりが重要です。
- 児童の健全育成を図る上で、公民館、ふるさと総合センター、学校等の社会資源および主任児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進めていきます。
- ふるさと総合センターは、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供などを行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ります。
- 学校においては、教職員の自主的な参加と協力を得つつ学校施設の開放等を推進します。
- 社会資源を活用して、夏季および冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- 主任児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど子ども子育て家庭への支援を地域住民と一体となって進めていきます。
- 保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護者、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であるため、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。
- 個別的・具体的な問題に対しては、関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備します。

<b>①学校施設開放の促進</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> フットサル教室で小学校の体育館を開放しており、今後も継続していきます。		
<b>②ふるさと総合センターの充実</b>	担当課：教育課	評価：C
<input type="checkbox"/> 青少年育成の拠点施設の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 様々な事業を計画し利用促進を図っています。		
<b>③スポーツスクール・教室の開催</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> よもっと元気スポーツクラブや教育委員会において開催しており、今後も継続していきます。		
<b>④農業体験活動事業</b>	担当課：産業振興課	評価：B
<input type="checkbox"/> 小学校において、地域の高齢農業者との世代間交流を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 長科水土里保全隊と小学校低学年児童でさつまいもの定植体験を行いました。また、学校田の田植え体験や稲刈り体験を通じて、地域の農家から指導助言を受けながら作業体験を実施しており、今後も継続していきます。		



<b>⑤保育所の園庭開放の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<p>□保育所園庭の開放による、入所児童と地域児童との交流事業です。  <b>■</b>今後も継続していきます。</p>		
<b>⑥児童手当の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<p>□「児童手当法」に基づく手当の支給を行っています。  <b>■</b>今後も継続していきます。</p>		
<b>⑦就学援助費の支給</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助を行っています。  <b>■</b>今後も継続していきます。</p>		
<b>⑧就学奨励金の貸与</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□大学、短大、各種専門学校、農林漁業技能養成機関および高専後期2年に在学する者に無利子で奨励金を貸与しています。  <b>■</b>今後も継続していきます。</p>		
<b>⑨健全育成に関する啓発</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行っています。  <b>■</b>青少年育成蓬田村民会議などの事業を通して、ポスター、チラシの配布を実施しており、今後も継続していきます。</p>		
<b>⑩地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡協議会と連携し、青少年健全育成活動の推進を図っています。  <b>■</b>地域の人、団体に協力してもらいリーダー研修等行っており、今後も継続していきます。</p>		
<b>⑪「子ども110番の家」の推進</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども110番の家」の看板設置を推進しています。  <b>■</b>今後も継続していきます。</p>		
<b>⑫読み聞かせボランティアグループの育成と組織化</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成を図っています。  <b>■</b>既に組織化されており、今後も継続していきます。</p>		
<b>⑬小学校・保育所・子育てサークル等での読み聞かせの充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□ボランティアグループによる読み聞かせの定例的な開催をしています。  <b>■</b>小学校での朝読・昼読の読み聞かせを行っています。また、授業でも教科書に出てくる本の読み聞かせを行っているため、今後も継続していきます。</p>		
<b>⑭小・中学校、保育所等への団体貸出の推進</b>	担当課：教育課	評価：B
<p>□団体貸出用児童図書を実質し、団体貸出利用を推進しています。  <b>■</b>小・中学校に対して朝読書用の本を県立図書館からセットで借用しており、今後も継続していきます。</p>		
<b>⑮学校図書館の充実と公共図書館との連携強化</b>	担当課：教育課	評価：A
<p>□学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実等の整備を図っています。  <b>■</b>小学校内にある県立図書館の本を年に2回数百冊入替えて、図書室の充実を図っており、今後も継続していきます。</p>		



<b>⑩乳幼児教室・健診における読み聞かせの充実</b>	担当課：健康福祉課 教育課	評価：D
<input type="checkbox"/> ボランティアによる読み聞かせを乳幼児教室・健診に取り入れています。 <input checked="" type="checkbox"/> 健診で紙芝居の読み聞かせを行ったが、健診の進行状況などで改善が必要なため、今後保健師等専門職と検討のうえ、事業実施も含め検討していきます。		

## 施策5 その他

- 施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。
- 各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等の公共施設の余裕空間の活用を検討します。

<b>①余裕教室の開放</b>	担当課：健康福祉課 教育課	評価：E
<input type="checkbox"/> 学校の余裕教室を地域住民に開放し、育児交流や世代間交流等での活用を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 開放はしていないが、授業によって使い分けており、開放も検討していきます。		
<b>②高齢者と子どもの交流イベントの開催</b>	担当課：健康福祉課 教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 老人クラブ等との連携による世代間交流事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 小・中学生が高齢者教室の一部事業に参加し、交流を行っており、今後も継続していきます。		
<b>③村内ふれあい交流活動</b>	担当課：健康福祉課 教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 世代間交流を主とした活動への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 餅つき交流会等、社会教育事業で実施しており、今後も継続していきます。		

## 基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

### 現状と課題

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

また、計画策定にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の趣旨を十分踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、総合的な相談窓口として支援の拠点としていきます。

### 施策の目標

#### 施策1 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、妊産婦訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。
- 乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- 妊娠および出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

①母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付および保健サービスの情報提供と妊婦保健指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②乳幼児相談の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 乳幼児とその親を対象とした子育て相談の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③乳幼児訪問指導の充実	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

<b>④妊婦一般健康診査の実施（委託）</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤乳児一般健康診査の実施（委託）</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 乳児を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥乳児健康診査の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 3か月～12か月児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑦1歳6か月児健康診査の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 1歳6か月～1歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑧2歳児健康診査の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 2歳6か月～2歳11か月の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑨3歳児健康診査の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 3歳3か月～3歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑩事故防止の啓発</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑪乳幼児・児童医療費の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 中学校卒業までの子どもを対象とした医療費の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑫予防接種の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「予防接種法」に基づく予防接種の助成を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑬子育て支援拠点事業の基盤整備</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育て支援の拠点の整備を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て世代包括支援センターを立ち上げ、総合的な相談窓口としての役割を担います。		
<b>⑭妊婦・産婦訪問指導</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊婦・産婦の家庭を訪問し、健康状態や育児等についての相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑮新生児訪問指導</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 生後3か月までの乳児の家庭に訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑯1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科検診の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 1歳6か月～1歳8か月、2歳6か月～2歳11か月、3歳6か月～3歳8か月の幼児を対象とした歯科検診およびむし歯予防に関する指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

<b>⑰フッ化物歯面塗布の実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 1歳6か月～3歳の幼児を対象としたフッ化物歯面塗布と歯科保健指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑱むし歯予防教室</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 乳幼児とその保護者を対象とした歯予防に関する講話とブラッシング指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

## 施策2 食育等の推進

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。
- 母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を進めます。

<b>①保育所における食育教育</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 食生活、生活リズムの大切さの啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②離乳食教室</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 離乳食のすすめ方および栄養指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>③幼児育児教室</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の指導および栄養相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>④1歳6か月児、2歳児、3歳児における栄養指導</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 幼児期の食事についての相談および栄養指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤乳幼児相談における栄養相談</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 望ましい食習慣の啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥妊婦保健指導</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 妊婦の食事についての相談および栄養指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		



### 施策3 思春期保健対策の充実

- 性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識を普及します。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や、地域における相談体制の充実等を進めます。

<b>① 思春期健康教育・保健相談の推進</b>	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 思春期の健康問題についての正しい知識の啓発・普及、および健康に関する相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>② 喫煙防止対策の推進</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 県や国からの通知やポスターやチラシの配布があれば随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		
<b>③ 正しい性知識の普及</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 県や国からの通知やポスターやチラシの配布があれば随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		
<b>④ 薬物乱用防止教育の推進</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 県や国からの通知やポスターやチラシの配布があれば随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		
<b>⑤ 飲酒についての正しい知識の普及</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 県や国からの通知やポスターやチラシの配布があれば随時学校へ連絡し配布をお願いするなど今後も継続していきます。		

### 施策4 小児医療の充実

- 小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。
- 小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下に積極的に取り組みます。

<b>① 医師会との連携強化</b>	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握などを検討します。 <input checked="" type="checkbox"/> 各医師会と予防接種や健診等について契約し連携を図っているが救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握などは検討していません。		
<b>② 小児医療に関する情報提供の充実</b>	担当課：健康福祉課	評価：C
<input type="checkbox"/> 小児医療に関する情報提供の充実を図ります。 <input checked="" type="checkbox"/> 健診等実施時に情報提供を行っており、今後も継続していきます。		

## 基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 現状と課題

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

この理由として、①0歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期、②3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められる、③小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要、④思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、食育、乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要であることが挙げられます。

### 施策の目標

#### 施策1 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。
- 家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。
- 特に、中学生や高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所や乳幼児育児教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

①職場体験の充実	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 学校で職業体験を実施しており、今後も継続していきます。		
②赤ちゃんふれあい体験事業	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 公民館等において、中学生が赤ちゃんとふれあうことのできる機会を提供しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 中学校1年生が蓬田保育園へ訪問し体験学習を実施しており、今後も継続していきます。		
③保育体験の実施	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 中学生が体験学習として保育所等で保育体験を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 中学校1年生が蓬田保育園へ訪問し体験学習を実施しており、今後も継続していきます。		

## 施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

○次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備を図ります。

### 1) 確かな学力の向上

○子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども・学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

<b>①基礎を理解する指導計画の改善・充実</b>	担当課：教育課	評価：B
<input type="checkbox"/> 基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直しを行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 教職員向けの研修会を夏休み中に実施しているものの、評価基準の見直しは実施していません。		
<b>②個々に応じた多様な指導方法の充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援学級を設置し個別に対応しており、今後も継続していきます。		
<b>③英語指導助手（ALT）の活用</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 英語指導助手（ALT）の小学校への派遣および保育所への派遣を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 中学校、小学校へ派遣しており、今後も継続していきます。		
<b>④外部人材の活用</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小・中学校の活性化を図るため外部人材の積極的な活用を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験等を通じて地域住民と交流を図っており、今後も継続していきます。		
<b>⑤道徳教育の時間の確保</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 道徳の時間を確保しており、今後も継続していきます。		

### 2) 豊かな心の育成

○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域および関係機関とのネットワークづくり等を整備します。

<b>①道徳教育の時間の確保【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 道徳の時間を確保しており、今後も継続していきます。		



<b>②多様な体験活動の機会の充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校での大倉岳の山登りを実施しており、今後も継続していきます。		
<b>③社会人活用事業の実施</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進する事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験等を通じて地域住民と交流を図っており、今後も継続していきます。		
<b>④-1 教育相談体制の充実 来所による定期的な個別の面接相談</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 来所による定期的な個別の面接相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 個別に対応しており、今後も継続していきます。		
<b>④-2 教育相談体制の充実 電話による相談</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 電話による相談を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 個別に対応しており、今後も継続していきます。		
<b>④-3 教育相談体制の充実 スクールカウンセラーの活用</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの活用により、相談体制の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小・中学校へ配置しており、今後も継続していきます。		

### 3) 健やかな体の育成

○子どもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫および改善等を進め、体育の授業を充実します。

○子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により改善や充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

<b>①体育授業の充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 指導計画・指導方法を工夫し、授業の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 教員からの相談があれば対応しており、今後も継続していきます。		
<b>②運動部活動の支援</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 外部指導者の導入等による運動部活動の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校の野球部で外部指導者を活用しており、今後も継続していきます。		
<b>③歯科保健対策の推進</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 県や国からの通知やポスターやチラシの配布があれば随時学校へ連絡し配布をお願いしており、今後も継続していきます。		



<b>④ 健やかな体の育成・食育の充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行っています。 <input type="checkbox"/> 地産地消を推進しながら食育を実施しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 6月を食育月間とし、地産地消等を推進しており、今後も継続していきます。		

#### 4) 信頼される学校づくり

- 地域および家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
- 教員一人ひとりの能力や実績等に合わせ研修等を行っています。
- 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。
- 学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、小・中学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に進めます。

<b>① 信頼される学校づくり</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 活動への補助および行事への協力を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 協力依頼があれば対応しており、今後も継続していきます。		
<b>② 小・中学校PTA連絡協議会への支援</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 活動への補助および行事への協力を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 協力依頼があれば対応しており、今後も継続していきます。		

#### 5) 幼児教育の充実

- 幼児教育の充実のため、幼児教育に関する情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。
- 保育所における幼児教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、保育所と小学校との連携を図る体制を構築します。

<b>① 保育所と小学校の連携</b>	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育所から小学校への円滑な移行のための連携強化を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 就学前から特別支援が必要な子の情報共有をしており、今後も継続していきます。		
<b>② 障害児保育事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

### 施策3 家庭や地域の教育力の向上

- 子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭および地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることを目指します。

## 1) 家庭教育への支援の充実

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。
- 育児不安や児童虐待の背景として、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。
- 子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、子育てサークル活動への支援等、地域で子育てを支援するネットワークの形成を図ります。

<b>①子育て家庭教育に関する学習機会の充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 就学時健診時に実施しており、今後も継続していきます。		
<b>②子育て相談の充実</b>	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子育て相談、情報の提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てサークルにより実施しており、今後も継続していきます。		

## 2) 地域の教育力の向上

- 子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭および地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。
- 地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。
- 地域における子育てに関連した様々な活動に地域住民が積極的に参加するよう働きかけます。

<b>①学校施設開放の促進【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> フットサル教室で小学校の体育館を開放しており、今後も継続していきます。		
<b>②親子で参加できるイベントの開催</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 親子で参加できる各種体験活動の推進をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 社会教育事業としてレクゲーム大会を開催しており、今後も継続していきます。		
<b>③子ども会等地域活動の機会の充実</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域や関係機関等の協力による地域活動の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 各地域で年間を通して様々な活動を行っています。また、全地域合同で夏と冬に活動を行っており、今後も継続していきます。		

<b>④ジュニアスポーツ活動の支援</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 活動実績としては、よもっと元気スポーツクラブにおいてフットサル、手踊り教室、ラケットテニス教室を定期開催、また、教育委員会においてスキー教室やその他教室を開催しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤スポーツスクール・教室の開催【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> スポーツ活動を通じ心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> よもっと元気スポーツクラブや教育委員会において開催しており、今後も継続していきます。		
<b>⑥自然体験講座の開催</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 森林や河川等の自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催しています。 <input checked="" type="checkbox"/> リーダー研修会を開催しており、今後も継続していきます。		
<b>⑦託児つき講座の開催</b>	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 就学前の子どもをもつ親が参加しやすいよう託児つきの講座の開催をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

#### 施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○コンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット、携帯電話等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

<b>①健全育成に関する啓発【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 青少年育成蓬田村民会議などの事業を通して、ポスター、チラシの配布を実施しており、今後も継続していきます。		
<b>②地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡協議会と連携し、青少年健全育成活動の推進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域の人、団体に協力してもらいリーダー研修等行っており、今後も継続していきます。		
<b>③「子ども110番の家」の推進【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども110番の家」の看板設置を推進しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

## 基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

### 現状と課題

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、一人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

### 施策の目標

#### 施策1 良質な住宅の確保

- 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、村営住宅の建て替えを促進するなどの取り組みを進めます。
- 住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。

①計画的な公営住宅の建設および建て替え	担当課：建設課	評価：B
<input type="checkbox"/> 村営住宅の建設および建て替えの促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も村営住宅の建て替えの促進を図ります。		
②宅地供給の促進	担当課：建設課	評価：B
<input type="checkbox"/> 宅地供給の推進と民間の秩序ある宅地開発の誘導をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 宅地供給の推進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行います。		

#### 施策2 良好な居住環境の確保

- 公園等の整備などを行い、住宅環境の向上に努めます。
- 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を検討します。

①公園等の整備	担当課：建設課	評価：B
<input type="checkbox"/> 居住環境に配慮した公園および緑地の整備を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅環境に配慮した公園および緑地の整備を進めていきます。		
②シックハウス相談窓口の設置	担当課：建設課	評価：A
<input type="checkbox"/> シックハウスについての対策等の相談窓口を設置しています。 <input checked="" type="checkbox"/> シックハウスについての対策等の相談窓口を設置しており、今後も継続してまいります。		



### 施策3 安全な道路交通環境の整備

- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)に基づき、幅の広い歩道の整備を推進します。
- 生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

<b>①地域の道路の整備</b>	担当課：建設課	評価：B
<input type="checkbox"/> 道路、歩道の整備をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 道路、歩道の整備を進めていきます。		
<b>②交通安全施設の整備</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯等設置をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民からの要望に迅速対応できており、今後も継続していきます。		

### 施策4 安心して外出できる環境の整備

#### 1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

- 妊産婦、乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

<b>①建築物のバリアフリー化</b>	担当課：総務課 産業振興課	評価：B
<input type="checkbox"/> 建築物における段差の解消、スロープの設置等を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 中央公民館にスロープがなく、危険と指摘があったため、対応を検討しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 産振課所管の建築物については、概ねスロープ設置や段差などの解消ができています。		

#### 2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

- 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て家庭が安心して利用できるトイレの整備を検討します。

<b>①ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保およびおむつ交換台の設置</b>	担当課：総務課	評価：B
<input type="checkbox"/> 人が多く集まる場所において、トイレ等にベビーシートやおむつ交換台の設置等の推進をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 対応については検討中です。		
<b>②授乳スペースの確保</b>	担当課：総務課	評価：B
<input type="checkbox"/> 人が多く集まる場所において、授乳スペースの確保の推進をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 対応については検討中です。		

### 3) 子育て世帯への情報提供

- 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

<b>①バリアフリー情報の提供</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 公共施設や公共交通機関等のバリアフリー情報を提供しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

### 施策5 安全・安心なまちづくりの推進等

- 通学路や公園等における防犯灯等の防犯設備の整備を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場および公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。
- 侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。

<b>①防犯灯の設置</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 村内各所に防犯灯を設置しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民からの要望に迅速対応できており、今後も継続していきます。		
<b>②防犯グッズの周知啓発</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 広報等により各種防犯グッズの啓発をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通安全母の会によるマスコット配布、村内行事等で広報活動を実施しており、今後も継続していきます。		

## 基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### 現状と課題

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況のなか、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

また、非正規雇用者として働く女性の労働条件は低く、仕事本位、企業本位の職場環境のなかで活力を失う女性は少なくありません。このような状況は結果として少子化をもたらしてしまいます。

社会全体が発展し続けるには、仕事と子育ての両立のための「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指す必要があることから、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があります。

### 施策の目標

#### 施策1 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

- 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように「働き方の見直し」を進めていきます。
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等のように職場での働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因の解消に努めます。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

①男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
②仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
③再就職準備セミナーの開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
④労働相談・職業相談の開催協力	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 労働問題および職業相談の開催協力と広報等による周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		



<b>⑤ハローワーク等関係機関との連携</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係機関と連携した雇用および労働条件の改善を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供</b>	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑦男女共同参画社会の必要性の啓発</b>	担当課：健康福祉課	評価：B
<input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑧放課後児童健全育成事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑨一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育所において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

## 施策2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

- 保育サービス等の充実を図ります。
- 仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

<b>①放課後児童健全育成事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②一時預かり（一時保育）事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に保育所において一時的に保育を行う事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>③通常保育事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 受入体制の整備を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>④延長保育事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保育所の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤乳児保育事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		



<b>⑥障害児保育事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑦村内保育施設の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 村内保育施設への支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

## 基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

### 現状と課題

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要なことです。

### 施策の目標

#### 施策1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

##### 1) 交通安全教育の推進

- 子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。
- 地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。

<b>①交通安全教育の促進</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 交通安全ポスターの募集を行う等、交通安全教育の促進を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 小学6年生を対象に、青森交通管制センターで研修会を実施しており、今後も継続していきます。		
<b>②交通安全広報活動の推進</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村内各地で交通安全マスコット配布、村内行事等で広報活動を実施しており、今後も継続していきます。		
<b>③交通事故・事故防止情報の提供</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもを交通事故の被害から守るための情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村防災無線により呼びかけを実施しており、今後も継続していきます。		

##### 2) チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

- チャイルドシートの正しい使用方法の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。
- 正しい使用を指導する指導員を養成することにより、乳幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

## 施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。
- 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

<b>①地域安全広報活動の推進</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村内各地で交通安全マスコット配布、村内行事等で広報活動を実施しており、今後も継続していきます。		
<b>②犯罪・被害情報の提供</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもを犯罪の被害から守るための情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村防災無線により呼びかけを実施しており、今後も継続していきます。		
<b>③パトロール活動の推進</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓬田村交通指導隊が通学路周辺の巡回を実施しており、今後も継続していきます。		
<b>④「子ども110番の家」の推進【再掲】</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども110番の家」の看板設置を推進しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤防犯灯設置への支援</b>	担当課：総務課	評価：A
<input type="checkbox"/> 自治会への防犯灯設置補助を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 通学路を巡回し、防犯灯の破損個所の修繕等を実施しており、今後も継続していきます。		

## 施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等きめ細かな支援を学校等の関係機関と連携し、実施します。

<b>①相談体制の整備の推進</b>	担当課：教育課 健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 首長部局の関係課と情報共有し、今後も連携をとっていきます。		

## 基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### 現状と課題

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し総合的な支援の手を用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。このことは、置かれた環境が違うことだけで障害児のいる家庭においても同様であり、総合的な支援策が求められています。

### 施策の目標

#### 施策1 児童虐待防止対策の充実

- 虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講じます。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。
- 特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関の幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけていきます。そのためには、次のことが必要となります。
  - ・発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実。
  - ・虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した県および村における取り組みの充実や主任児童委員等の積極的な活用。
  - ・保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等。
- 母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

<b>①虐待等に対する防止対策の推進</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係各課、機関との情報交換による児童虐待やいじめおよび非行等の早期発見、早期対応、防止活動、援助活動および啓発活動を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②虐待等に関する相談の充実</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 児童虐待等に関する相談、指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>③虐待の早期発見と予防</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における保護者の育児不安や児童虐待等の早期発見および関係機関と連携した支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>④虐待防止ネットワークの活用</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポートおよび啓発活動を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤主任児童委員、民生児童委員の活用</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

## 施策2 ひとり親家庭などの自立支援の推進

- 離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増しているなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子および寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定に沿ったきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策・就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。
- 具体的には、母子家庭等に対する各種事業および保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講じるように努めます。
- ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

<b>①児童扶養手当の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②婦人相談の充実</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 婦人の抱える諸問題に対する相談・助言・指導を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		



<b>③ひとり親家庭等医療費の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>④母子家庭等の親への就業支援</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 母子家庭等を対象とした、自立のための就業支援や、母子家庭自立支援給付金事業の情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤母子寡婦福祉資金の貸付</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 「母子および寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付の情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥母子家庭日常生活支援事業</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービス等の情報提供を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

### 施策3 障害児施策の実施

- 障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療および医学的リハビリテーションの情報提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- 学習障害（LD）、注意欠如／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育および療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行います。
- 保育所等における障害児の受入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

<b>①短期入所事業の充実</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病等の理由により、家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業の活用をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>②障害児保育事業の推進【再掲】</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業です。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>③特別児童扶養手当の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 障害児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		

<b>④障害児福祉手当の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 障害児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑤障害者扶助料</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 心身に重度の障害がある人、又はその人を監督保護している人を対象とした手当の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑥-1特別支援教育の充実 教育支援委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受入れ</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 教育支援委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受入れを行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 受入れを実施しており、今後も継続していきます。		
<b>⑥-2特別支援教育の充実 補助員配置による障害児教育</b>	担当課：教育課	評価：A
<input type="checkbox"/> 補助員配置による障害児教育の充実を図っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助員を配置しており、今後も継続していきます。		
<b>⑦重度心身障害児等医療費の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 重度心身障害児等を対象とした医療費の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑧遺児入学金等の支給</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 遺児へ入学祝金等の支給を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑨補助具の交付および日常生活用具の給付</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 補助具の交付および日常生活用具の給付を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		
<b>⑩レスパイトサービスの実施</b>	担当課：健康福祉課	評価：A
<input type="checkbox"/> 介護疲れや緊急時の介護の支援を行っています。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後も継続していきます。		



# 第 5 章

---

子ども・子育て支援事業の  
展開



## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

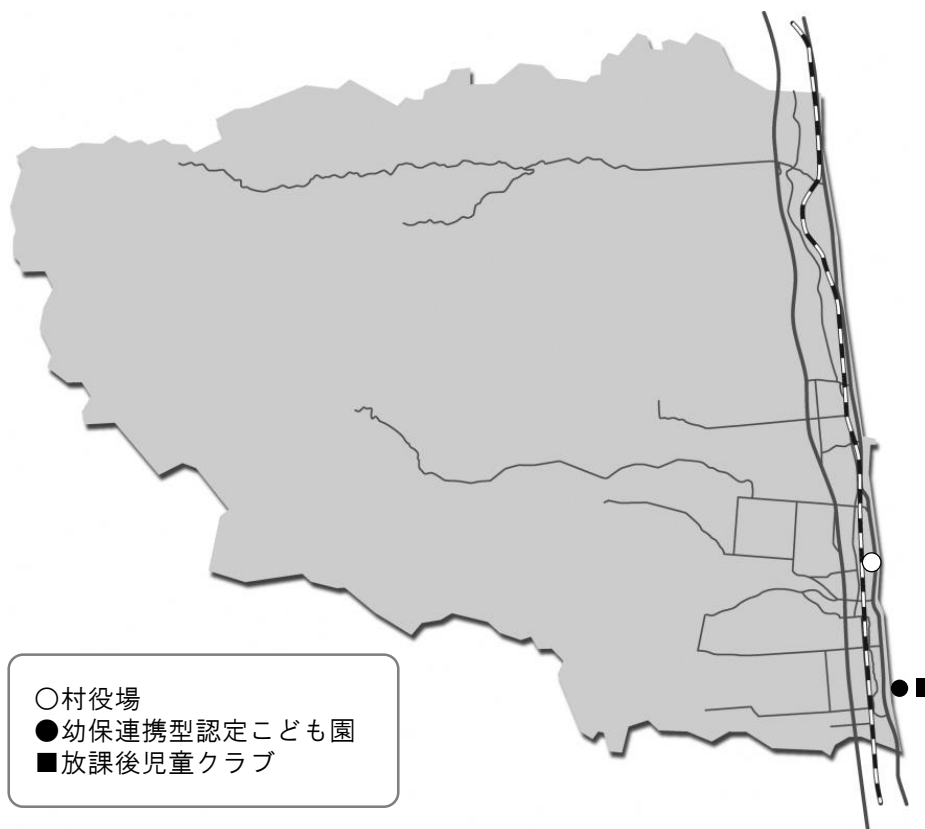
### 1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1区域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①現在、本村の子ども人口は0～5歳が96人【2019（平成31）年3月31日現在】と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②村内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、ニーズ調査結果をみても子育て家庭の15.9%が村外の保育施設を利用していること。

■ 蓬田村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

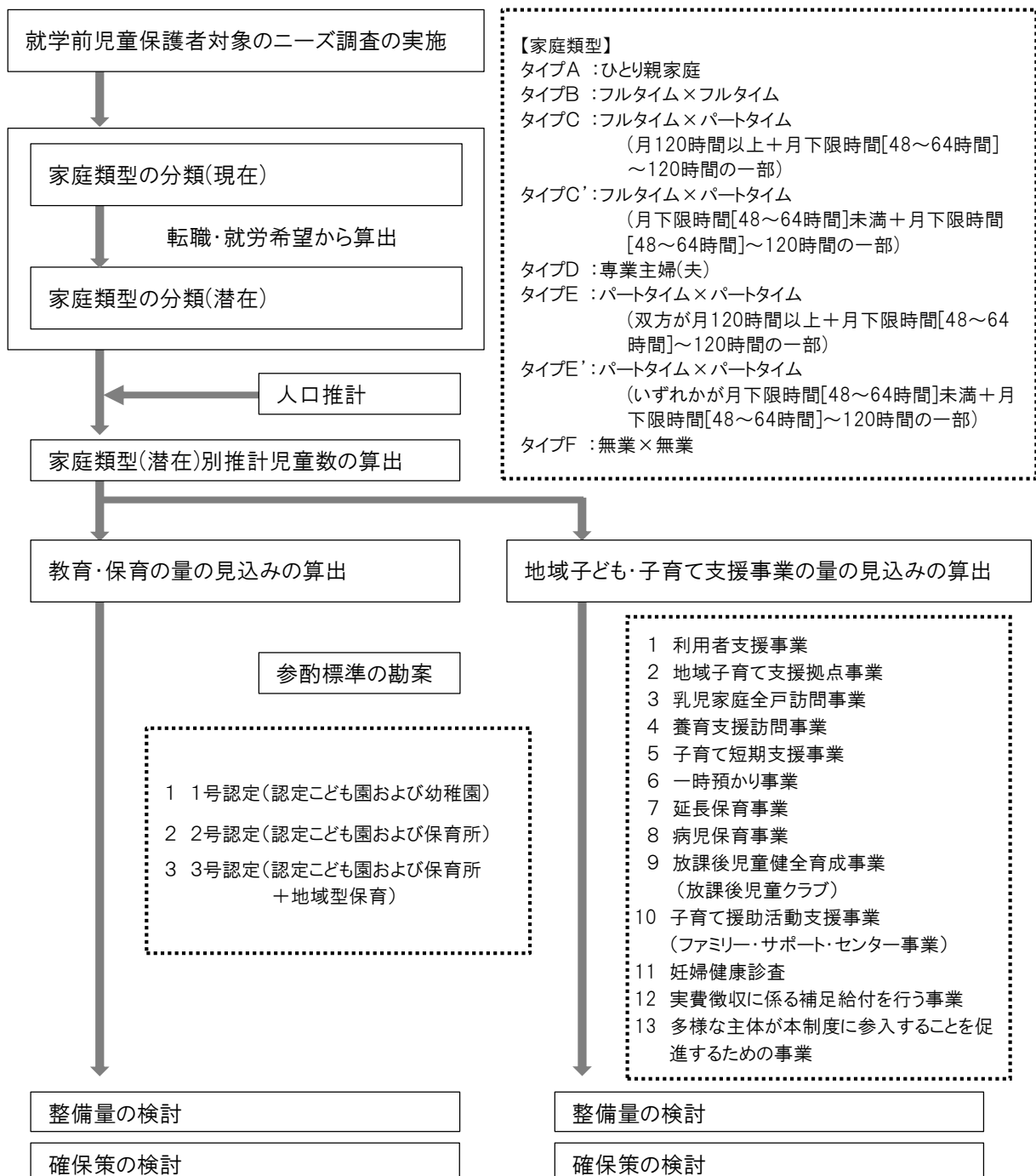


## 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



## (2) 子ども人口の推計

本村の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の101人から2024（令和6）年には82人と推計され19人（18.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の123人から2024（令和6）年には114人と推計され、9人（7.3%）の減少が予測されています。

### ■ 子ども人口の推移と推計

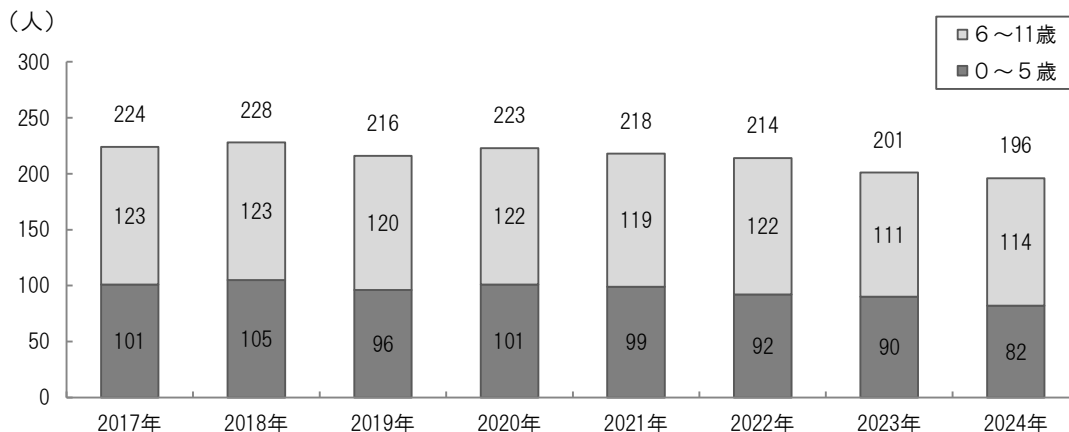
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	223	228	216	223	218	214	201	196
0歳	12	17	9	14	12	12	10	10
1歳	18	14	17	16	16	14	14	12
2歳	15	20	14	20	16	16	14	14
3歳	19	16	19	14	20	16	16	14
4歳	19	19	17	21	14	20	16	16
5歳	18	19	20	16	21	14	20	16
0～5歳	101	105	96	101	99	92	90	82
6歳	25	18	19	19	16	21	14	20
7歳	18	25	18	19	19	16	21	14
8歳	19	19	25	19	20	20	17	23
9歳	20	20	19	26	19	20	20	17
10歳	22	19	20	19	26	19	20	20
11歳	19	22	19	20	19	26	19	20
6～11歳	123	123	120	122	119	122	111	114

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

### ■ 子ども人口の推計



### (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

#### ■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.7	7.7	7.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	43.6	53.8	53.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	33.3	20.5	20.5
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	2.6	2.6	2.6
タイプD	専業主婦(夫)	10.3	12.8	12.8
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	2.6	2.6	2.6
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

#### ■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	7.7	7	8	7	7	6
タイプB	53.8	54	53	50	48	44
タイプC	20.5	21	20	19	19	17
タイプC'	2.6	3	3	2	2	2
タイプD	12.8	13	12	12	12	11
タイプE	2.6	3	3	2	2	2
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	101	99	92	90	82

### 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みおよび確保の状況

#### (1) 施設型事業

##### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

##### 現状と課題

- 前回計画時は村内に幼稚園はありませんでしたが、蓬田保育園が幼保連携型認定こども園に移行したため、村内でサービス提供できるようになりました。
- ニーズ調査結果から平日に定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童のうち、97.7%は「認定こども園」を利用しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「認定こども園に預けておりますが、担当している先生方が、子どもに対する対応など、一生懸命な姿を見ているし、相談しやすく、安心して預けることができます。」という意見がありました。

##### ② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。0歳～5歳児が入所の対象となります。

一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。本村には現在、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ幼保連携型が1施設あり、0歳～5歳児が入園の対象となります。

また、地域型保育事業とは0歳～2歳児を対象とした小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

##### 現状と課題

- 無償化の影響や、母親の就労環境の好転などに注意を払い、現状のサービス提供体制を維持できるよう保育士の確保に努めるなど、保育園と連携してサービスの確保に努めています。
- ニーズ調査結果から平日に定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童のうち、97.7%は「認定こども園」を利用しています。また、本村では実施していないものの2.3%は「認可保育所」を利用しています。なお、本村では「小規模保育事業」は実施していないため、利用がありませんでした。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「保育士の数を増やすように村でも工夫して下さい！」という要望がありました。

■ 教育・保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①実利用者数	99	98	95	92	92
1号認定	7	4	2	3	2
2号認定	53	57	53	53	56
3号認定	39	37	40	36	34
0歳	11	10	11	10	6
1・2歳	28	27	29	26	28
②第一期計画値	100	100	100	100	100
1号認定	10	15	15	15	15
2号認定	54	50	50	50	50
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	54	50	50	50	50
3号認定	36	35	35	35	35
0歳	6	6	6	6	6
1・2歳	30	29	29	29	29
乖離 (②-①)	1	2	5	8	19



■ 教育・保育施設の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	89	87	81	80	73
1号認定	2	2	2	2	2
2号認定	49	53	48	50	44
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	49	53	48	50	44
3号認定	38	32	31	28	27
0歳	10	8	8	7	7
1・2歳	28	24	23	21	20
②確保目標量	85	85	85	85	85
1号認定	5	5	5	5	5
2号認定	45	45	45	45	45
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	45	45	45	45	45
3号認定	35	35	35	35	35
0歳	9	9	9	9	9
1・2歳	26	26	26	26	26
乖離 (②-①)	-4	-2	4	5	12



**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○村内に1園しかいないため、保護者のニーズや雇用の改善等の社会的要因に注意を払い、待機者が出ないように施設側と連携をとりながらサービス提供体制の維持に努めます。

**■認定区分**

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

**(2) 地域型保育事業**

**① 小規模保育事業**

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

**現状と課題**

○村内では実施していない事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

**② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）**

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

**現状と課題**

○村内では実施していない事業です。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

### ③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

#### 現状と課題

○村内では実施していない事業です。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

### ④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

#### 現状と課題

○村内では実施していない事業です。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の状況

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 現状と課題

○健康福祉課内に2021（令和3）年3月までに子育て世代包括支援センターを開設するため、その中で保健師が対応することで包括的な相談体制窓口として実施していきます。

○ニーズ調査から対象となる自由意見はありませんでした。

#### ■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①必要か所数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



#### ■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子育て世代包括支援センター立ち上げまでは健康福祉課にて対応し、開設後は保健師が兼任しながら、子育て相談の総合的相談窓口として実施します。

## ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 現状と課題

- 現在村では実施はしていません。特に産後うつや周囲から孤立している妊婦がいかななどには注意を払い、乳幼児の健やかな成長に目を配り、子育て世代包括支援センターと情報共有を図りながら、必要に応じた援助体制づくりを進めています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「その他自治体で実施している類似の事業（子育てサークル）」の利用は1.9%となっています。

#### ■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



#### ■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	99	97	90	88	81
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	-99	-97	-90	-88	-81

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○施設と相談し、実施の検討を進めていきます。

## (2) 訪問系事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 現状と課題

- 新生児期全員に面談できるよう事業を実施していきます。
- ニーズ調査から対象となる自由意見はありませんでした。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	17	16	17	9	4
②第一期計画値	19	16	14	14	13
乖離 (②-①)	2	0	-3	5	9



#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	14	12	12	10	10
②確保目標量	14	12	12	10	10
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○保護者の希望があれば、訪問回数を増やすなど事業の充実を図ります。

## ② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 現状と課題

○乳児全戸訪問や母子保健事業等で把握された養育支援が特に必要な家庭に保健師が訪問して対応しています。

○ニーズ調査から対象となる自由意見はありませんでした。

#### ■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	0	2	1	0	0
②第一期計画値	3	3	3	3	3
乖離 (②-①)	3	1	2	3	3



#### ■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○乳児全戸訪問と連携を図りながら、今後も実施していきます。



### (3) 通所系事業

#### ① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】および夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

#### 現状と課題

- 現在村では実施していない事業です。養育を受けることが一時的に困難になった児童がでた場合の受入れ先は必要になるので、近隣市町村と連携をとりながら、受入れの先の確保を検討していきます。
- ニーズ調査から対象となる自由意見はありませんでした。

#### ■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



#### ■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○近隣の市町村と連携をとりながら、受入れ先など事業実施の検討を行います。

## ② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 現状と課題

○入所率が高いため、一時預かりの需要は大きく伸びないと考え、継続的にサービスを提供できるよう施設と連携をとっていきます。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり事業」の利用は1.9%となっています。

#### ■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	21	25	24	16	20
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	21	25	24	16	20
②第一期計画値	671	665	611	584	552
幼稚園の 預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の 預かり保育	671	665	611	584	552
乖離(②-①)	650	640	587	568	532



#### ■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	22	21	20	19	18
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	22	21	20	19	18
②確保目標量	22	21	20	19	18
幼稚園の 預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の 預かり保育	22	21	20	19	18
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○事業実施を継続していきます。

**③ 時間外保育事業（延長保育事業）**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

**現状と課題**

- 村外へ働きに出ている保護者が多いため、通常の開園時間を早める措置をとるなど、保護者のニーズに対応しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「朝7:30～19:00頃まで家（村内に身内なし）に誰もいないため、その時間（平日）子どもを預けられる施設があればすごく助かります。」という要望がありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	18	19	18	14	14
②第一期計画値	28	28	26	25	23
乖離 (②-①)	10	9	8	11	9



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	25	25	23	23	21
②確保目標量	25	25	23	23	21
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も保護者のニーズに応じ、開園時間の延長などを検討していきます。

#### ④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

##### 現状と課題

- 事業実績はありませんでしたが、調査からはニーズがでているため、事業実施に向けて受入れ先となる施設との協議を今後も続けていきます。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方はいませんが、父親・母親が休んで対処した方の41.7%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子供が病気時に仕事を休まなければならないのが精神的に辛い為（職場の方への謝罪等）、病児保育施設が村内にあるととても助かります。」という同類の要望が複数ありました。

##### ■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



##### ■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	100	98	91	90	82
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	-100	-98	-91	-90	-82

##### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○人材の確保や施設整備の問題などについて協議し、事業実施に向けた検討を行います。

## (4) その他事業

### ① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 現状と課題

○自治体病院および県内すべての産科病院と委託契約を結んでいます。また、里帰り出産で県外の病院を受診した場合も対象となります。実施時期は受診券の交付の日から出産までが対象の期間となります。

○ニーズ調査から対象となる自由意見はありませんでした。

#### ■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	21	18	9	15	13
②第一期計画値	19	16	14	14	13
乖離(②-①)	-2	-2	5	-1	0



#### ■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	14	12	12	10	10
②確保目標量	14	12	12	10	10
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に妊婦健康診査が受診できるよう、妊婦に対する手帳交付時の指導を継続実施します。</li> <li>○里帰り出産や県外在住の妊婦にとっても妊婦健康診査を受診しやすい環境をつくります。</li> <li>○県外での里帰り出産を希望する妊婦に関しては、母子保健手帳交付時に異動の時期や里帰り先で利用する医療機関について確認し、委託契約や償還払い制度について説明を行います。</li> </ul>

## ② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 現状と課題

○現在村では実施していない事業です。ニーズ調査からも利用希望者はいませんでした。

#### ■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



#### ■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。



### ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

### ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

## 5 総合的な子どもの放課後対策の推進

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ◆小学校低学年の場合

##### 現状と課題

- 村内の保育園において放課後児童クラブを実施しています。
- 受入れ先が保育園のため、園児、児童双方にけがや事故のないよう安全管理を徹底します。
- ニーズ調査結果から就学前児童の「放課後児童クラブ」の低学年時期における利用希望をみると、85.7%が利用を希望しています。
- ニーズ調査結果から小学生（低学年）の「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、47.7%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「土曜日の学童利用できる日数を増やして欲しい。」  
「学童の先生を増やしてほしい。」という同類の要望が複数ありました。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	23	22	27	32	37
1年生	11	8	17	15	17
2年生	8	7	8	13	15
3年生	4	7	2	4	5
②第一期計画値	23	22	27	32	37
1年生	11	8	17	15	17
2年生	8	7	8	13	15
3年生	4	7	2	4	5
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	30	29	30	28	30
1年生	17	17	17	16	17
2年生	10	10	10	10	10
3年生	3	2	3	2	3
②確保目標量	30	29	30	28	30
1年生	17	17	17	16	17
2年生	10	10	10	10	10
3年生	3	2	3	2	3
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○利用ニーズがのびているため、今後も待機者が出ないよう施設側と連携をとりながらサービス提供体制の維持に努めます。

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 村内の保育園において放課後児童クラブを実施しています。
- 小学校6年生までの受入れも保育園にて可能としています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の「放課後児童クラブ」の高学年時期における利用希望はありませんでした。
- ニーズ調査結果から小学生の「放課後児童クラブ」の高学年時期における利用希望をみると、26.6%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育園ではない場所で、放課後児童クラブをやった方がいいと思う。」という同類の要望が複数ありました。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込み)
①総利用者数	1	0	1	1	1
4年生	1	0	1	1	1
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②第一期計画値	3	3	3	3	3
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	2	3	2	2	2



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
②確保目標量	3	3	3	3	3
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

## 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○低学年の利用が多いが、高学年の利用もできるようにサービス提供体制の維持に努めます。

### (2) 新・放課後子ども総合プランの推進

「新・放課後子ども総合プラン」では共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう計画的な整備が求められています。本村では放課後児童クラブを実施していますが、親の就労にかかわらず利用できる放課後子ども教室を実施することで、多様な体験・活動を行え、また、放課後を安全に過ごせる場が提供できるようになるので、今後の実施に向けて保護者のニーズを踏まえ、検討していきます。

## 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国ではその普及を図ることとしております。

本村では2015（平成27）年より村内の保育所が幼保連携型の認定こども園に移行しました。

### (2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上等を図り、すべての子どもの健やかな育ちと最善の利益の実現に努めていきます。

### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法の「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子育て支援事業を実施し、教育・保育の質の向上や妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない地域支援体制の確保に努め、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

### (4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びを基盤に、義務教育での学びと成長につなげ、心豊かに生きる力の育成を目指します。

そのためには、子どもの発達を認定こども園、そして小学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、認定こども園と小学校との交流や意見交換など、小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を進めていきます。





# 第 6 章

## 計画の推進・評価体制



## 第6章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、子ども自身とすべての子育て家庭に対する支援を目的とした施策を推進するため、家庭と地域、行政が協働しながら、計画的に進めていくことを目指します。

あらゆる家庭を対象とした子育て支援を総合的に行うために、児童関係の課のみならず、教育、男女平等参画、住宅・まちづくり、環境等の様々な課や地域コミュニティを形成している地域の住民組織、子育てサークル、企業との連携を図ります。さらには、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、庁内の様々な課との連絡や調整をこれまで以上に実施し、全庁的に取り組んでいきます。

子ども・子育て支援対策は子育て中の家庭ばかりではなく、様々な立場の住民が考え取り組む地域の課題です。そこで、計画事業の実施・推進のため、あらゆる場面で住民参加の機会を積極的に設け、住民が主体的に取り組めるよう、きめ細やかな子ども・子育て支援対策の地域ネットワークの構築を推進します。

また、家庭・地域・行政の協働による子ども・子育て支援対策の推進を図りつつ、多方面からの意見を広く募り、反映させながら、計画の円滑な進行管理を行っていきます。

### 2 計画の公表および周知

本計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、本計画に記載した子育て支援施策については、住民に周知を図ります。

計画の周知にあたっては、「広報よもぎた」や村のホームページを活用するとともに、住民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

### 3 計画の評価と進行管理

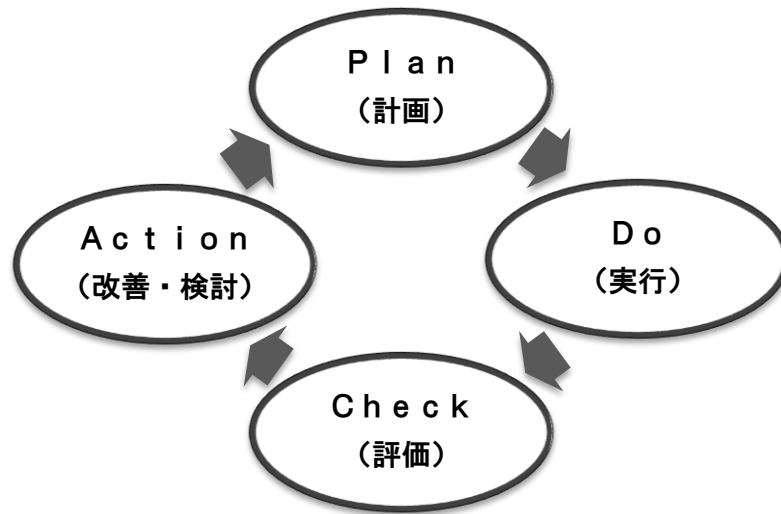
本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされます。そのためにも、計画の実施状況を各年度で把握・点検し、その後の子ども・子育て支援に係る施策に反映させていくことが必要です。

そこでまず、計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な推進組織を中心として進捗状況等を調査して評価しながら推進します。

点検・評価にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善・検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定して点検・評価を行います。



■ PDCAサイクル図



**資料編**

---



## 資料編

### 1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

#### （1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

#### （2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



### (3) 無償化の対象者・対象範囲等

#### ① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学付属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

#### ② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

#### ③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

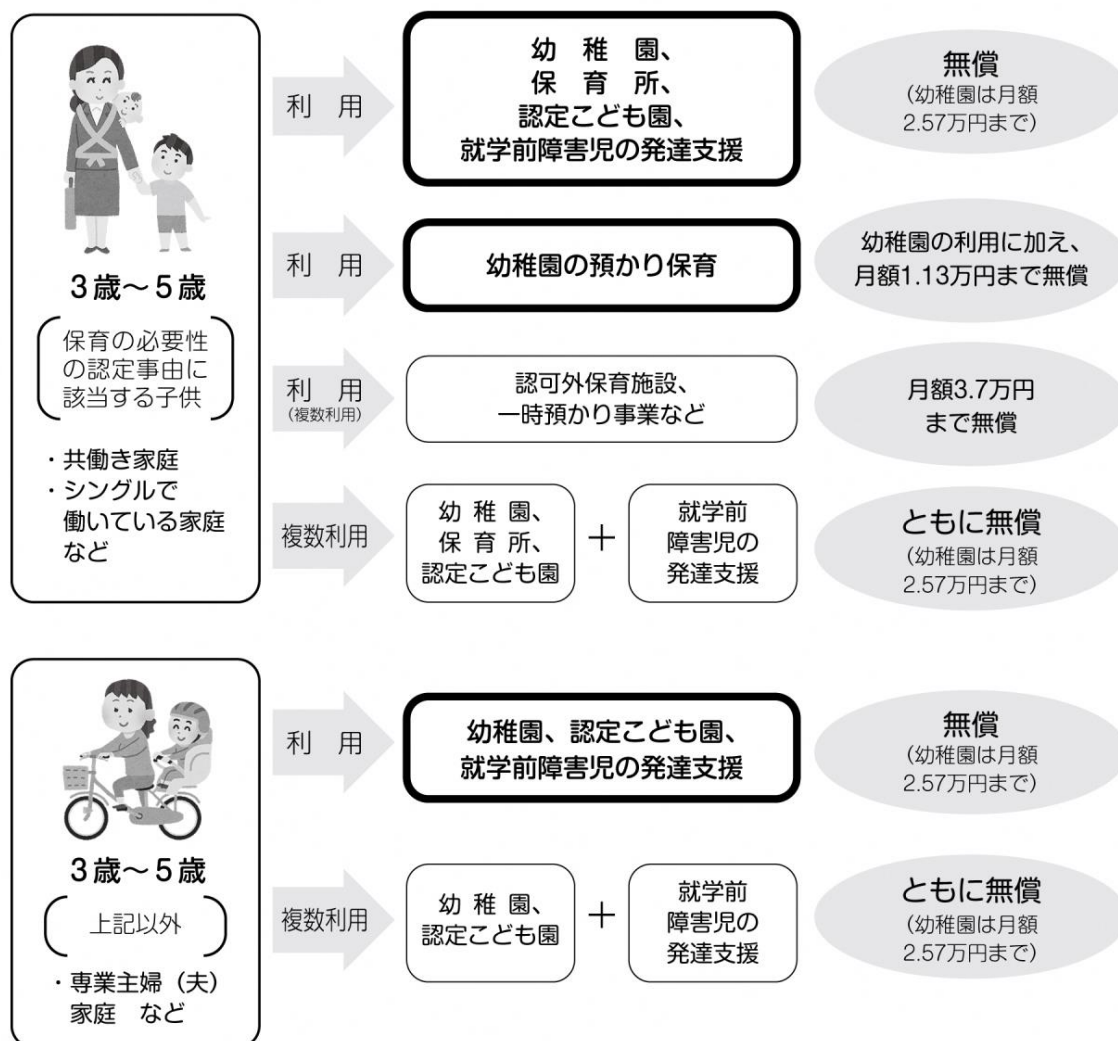
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

## ④ 就学前の障害児の発達支援

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

## 2 蓬田村 子ども・子育て会議条例

### (1) 設置要綱

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、蓬田村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務、その他村長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 7 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 児童福祉その他子どもに関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は会長が招集し、議長となる。

- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議には、必要に応じて委員以外の関係者を出席させて意見又は説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年蓬田村条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の職名の欄中「母子保健推進員」の次に「子ども・子育て会議 委員」を加える。

---

## 蓬田村 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行者 蓬田村 健康福祉課

住 所 〒030-1211

青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越 1 番地3

TEL 0174-27-2111

FAX 0174-27-3255

URL <http://www.vill.yomogita.lg.jp/>

